変更理由

魅力ある港湾環境の形成を図るため、内港地区において、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

内港地区

(中川運河)

緑地 1 h a [新規計画]

2 土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位: h a)

	用	埠	用港	用交	工	用都	用交	施危	緑	合
	、途	頭	湾	流	業	市	通	設険服物		
		用	関	厚	用	機	機	用取		
地区	名 \	地	地連	地生	地	地能	地能	地扱	地	計
rb.≱	巷地区	(81)	(149)	(11)	(204)		(18)	(155)	(41)	(659)
F 14	已地区	81	149	11	204	14	43	155	51	708

- 注1)()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に 関連する土地利用計画で内数である。
- 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
- 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。